

日時：令和5（2023）年3月8日（水） 13:30～14:30

場所：野付郡別海町本別海1番地の95 本別海生活改善センター

第22期第9回

根室海区漁業調整委員会 議事録

1 開会

2 開会挨拶

3 出席者人員報告

4 議事録署名委員の指名

5 議題

（1）付議事項

議案第1号 特定水産資源に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について（答申）

議案第2号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について（答申）

議案第3号 定置漁業権相続人の適格性について（答申）

議案第4号 根室海区漁場計画（振興局最終案）について（第8次海面共同・第15次海面区画）

（2）報告事項

① 秋さけ漁獲速報について

（3）その他

6 閉会

第 22 期第 9 回根室海区漁業調整委員会

- 1 開催日時 令和 5 年 3 月 8 日 (水) 13:30~14:30
- 2 開催場所 野付郡別海町本別海 1 番地の 95 本別海生活改善センター
- 3 出席委員 福原 正純 、 高橋 敏二 、 南出 利春 、 大坂 鉄夫 、
楠 浩 、 内藤 智明 、 相川 泰人 、 平井 敏雄 、
竹本 勝哉 、 小倉 啓一 、 庄林 満 、 三戸 正己
- 4 欠席委員 萬屋 昭洋 、 釣 光芳 、 木野本 伸之
- 5 事務局 事務局長 松浦 謙二 、 主事 松島 可奈枝
- 6 臨席者 根室振興局 産業振興部
水産課長 菅原 敬展 、 漁業管理係長 中村 公彦 、
主事 芦川 碧志
- 7 議題
 - (1) 付議事項
 - 議案第 1 号 特定水産資源に関する令和 5 管理年度における漁獲可能量の当初配分
案等について (答申)
 - 議案第 2 号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について (答申)
 - 議案第 3 号 定置漁業権相続人の適格性について (答申)
 - 議案第 4 号 根室海区漁場計画 (振興局最終案) について (第 8 次海面共同・第 15 次海面区画)
 - (2) 報告事項
 - ①秋さけ漁獲速報について
 - (3) その他

の当初配分案等についてをご覧ください。今回の諮問の内容ですけれども、漁業法第16条第1項の規定に基づきまして、特定水産資源について令和5管理年度における漁獲可能量を別紙1の通り定めるため、同条第2項の規定に基づきまして根室海区委員会の意見を聞くものとなっております。対象は、令和5年4月から令和6年3月までの管理期間となります、くろまぐろ、すけとうだら、するめいかの3魚種となっております。また、国の留保枠からの追加配分等を伴う漁獲可能量の変更について、別紙2の取り扱いとするため、同条第5項において準用する、第2項の規定により合わせて意見を聞くものとなっております。

まず、令和5管理年度のTAC及びその配分についてご説明いたします。資料3ページ目をご覧ください。諮問文の別紙1としまして、北海道知事が定め公表しようとする、知事管理漁獲可能量案をお示ししております。こちらの詳細については、魚種ごとに順次説明して参りたいと思いますので、すいません資料7ページをご覧ください。右上に資料1-1とあります、令和5年のTACについてご覧ください。これは2月13日に開催されました、水産政策審議会（資源管理分科会）を経て、国から示されたすけとうだら及びするめいかの令和5管理年度におけるTACの当初配分に基づき、北海道に定められた数量の概要等を示したものです。ちょっと説明長くなるので関係する部分のみをちょっと説明させていただきたいと思います。まず、すけとうだらの太平洋系群ですが、2021年の平均親魚量が45万7,000トンであり、MSYを達成するための親魚量が22.8万トンとなっておりますので、資源状態はMSYを上回る状況となっております。TACに関しましては、3年間固定するシナリオとなっております、令和5管理年度につきましてはその3年間のうちの3年目となりまして、太平洋系群全体へのTACは令和4管理年度と同様の17万トン、大臣許可漁業への配分につきましては9万9,700トン、北海道への配分につきましては6万9,100トンと、こちらも令和4管理年度と同量となっております。次に、根室海峡についてですが、ロシア水域との跨り資源であることからMSYは判定されておらず、資源状況が良好な場合に対応できる数量としまして、近年の最大漁獲量を考慮して漁獲可能量が算定されております。令和5管理年度のTACは前年と同様に、1万5,000トンで、全量が北海道の漁獲可能量となっております。

次にその下段になります、するめいかについてですが、するめいかに関しましては、冬期発生系群と秋期発生系群がありますが、TAC管理上は全国で両系群を合わせて一本の管理となっております。冬期発生系群のまず、2021年の親魚量ですが、こちらは4万8,000トンでありまして、MSYを達成するための親魚量は23万4,000トンであり、MSYを大きく下回る資源状況となっております。次に秋期発生系群の状況ですが、秋期発生系群の2021年の親魚量は23万9,000トンで、MSYを達成するための親魚量は32万9,000トンでありまして、こちらもMSYを下回る状況となっております。するめいかも、令和4管理年度から3年間漁獲量が固定されておまして、令和5管理年度につきましては、令和4と同様にですね、両系群の合計の7万9,200トンが

TACとして設定されております。そのうち、大臣許可漁業への配分が4万9,900トン、北海道の漁獲可能量は前年と同量の5,600トンとなっております。なお、大臣許可漁業のいか釣り漁業につきましては、令和5管理年度から法に基づくIQ管理が行われることとなります。IQ管理区分には、国の留保枠からですね、期中に追加配分を行わないことになっているため、期首にあらかじめIQ管理区分に一定数量追加配分することとしておりまして、それにより大臣管理許可漁業への配分につきましては、米印3にある通り、5万700トンとしております。するめいかについては、最新の資源評価の結果、今の漁獲シナリオを継続すると資源が崩壊する懸念が研究機関から示されていることから、今後ステークホルダー会合を開催するなど、漁獲シナリオの見直しが行われる見込みと聞いております。

くろまぐろについてはですね別途ちょっとご説明させていただきますので、すみません先にですね、魚種ごとの道内配分の考え方について、説明させていただきます。資料8ページ目をご覧ください。資料右上に資料1-2、すけとうだらとありますが、関係する太平洋系群及び根室海峡のみ説明させていただきます。太平洋系群及び根室海峡は、国から示された数量を配分し、また根室海峡に関しましては、管理区分が一つですので1万5,000トン全量が根室海峡への配分となります。太平洋系群は知事許可漁業である、すけとうだら固定式刺し網漁業及びすけとうだらはえ縄漁業に数量配分することとし、待ち網漁業である定置網漁業などのその他漁業については、現行水準としています。太平洋系群については、道南太平洋海域と道東太平洋海域へ配分し、道東太平洋海域のすけとうだら漁業とその他漁業への配分については、平成29年から令和元年までの直近3カ年の平均採捕数量の比率と、令和2年のTACの配分比率を一对一で案分しまして、比率により配分することとしておりまして、いずれも令和4管理年度と同量で道東太平洋のすけとうだら漁業には2,300トンが配布されております。

続きまして、資料11ページをご覧ください。資料1-3、するめいかになります。するめいかにつきましては、令和4管理年度から数量明示による管理へと移行しましたが、引き続き海域や漁業種類によって管理区分を分けない総量管理としまして、5,600トン全量を北海道するめいかを採捕する漁業に配分することとしています。昨年度に現行水準から数量明示となった経緯や、漁獲が積み上がった際の国からの留保枠の自動配分等については、資料1-7に詳細を記載しておりますので、後程お目通ししていただけたらと思います。

続きまして、くろまぐろについて説明いたします。資料12ページをご覧ください。くろまぐろにつきましては、令和4管理年度にこれまでのTACを遵守することを重視した管理から、TACを有効利用する管理へと見直しを行いまして、令和3管理年度まで詳細に分けていた管理区分を小型魚と大型魚それぞれ一つの管理区分による総量管理としまして、法に基づく認定協定において海域別の管理を行う体制としております。詳細な経緯と内容については、資料1-6に記載しておりますので、後程お目通ししていただければと思います。くろまぐろの数量については、令和5管理年度における

中村係長

T A Cは、国から示された北海道漁獲可能量、小型魚が17.6トン、大型魚が319.6トンをそれぞれ全量ですね、くろまぐろを採捕する漁業に配分することとしております。なおですね、参考資料3にですね、水産政策審議会で決定された、令和5管理年度のくろまぐろの漁獲可能量の当初配分について、参考資料4に一昨年前の水産政策審議会で決定されました、令和4管理年度以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方についてを添付しております。国から各都道府県や大臣許可漁業への配分の考え方が示されておりますので、必要に応じて、お目通しいただきたいと思っております。次に資料1-5としまして、令和4年と令和5年の配分量の比較についてを添付しておりますので、ご参考としてください。また、その他にですね参考資料としまして水産政策審議会で説明された資源評価結果と当初配分案に係る資料添付しておりますので、後程お目通しいただきたいと思っております。

すいません。最後になりますが、ちょっと資料戻りまして、5ページ目、右側に別紙2と書いてある資料をご覧ください。国の留保から追加配分等に伴う漁獲可能量の変更についてのペーパーになります。漁獲可能量の変更につきましては、漁業法第16条第5項において準用する同条第2項の規定に基づきまして、関係各委員会の意見を聞くこととされており、これまでマイワシ太平洋系群、くろまぐろ、すけとうだら太平洋系群と日本海北部系群及びするめいかにつきましては、漁獲量の配分の変更にあたっては操業に影響が出ないように、配分の迅速性を確保するため、あらかじめ行政庁の恣意性のない機械的な文書を定めて事前に関係海区委員会の意見を聞いた上で同意を得ておくことにより、事後報告で対応できるとされてきたところです。また今回ですね、すけとうだら根室海峡系群につきましても、期中改定による追加配分の可能性があることから、追加配分された場合、迅速な配分が必要となりますので、令和5管理年度においては、他魚種と同様に、あらかじめ配分方法を定めて、事前に海区漁業調整委員会の意見をお聞きし、同意を得た上で、迅速の配分に努めたいと思っております。このため、2の今後の取り扱いになりますが、今後の取り扱いの(1)から(7)につきましては、いずれも北海道資源管理方針別紙の規定に基づきまして、留保枠や前年からの繰り越しによる追加配分など、知事の裁量の余地のない機械的な変更であるものについては、迅速配分のため、関係漁業調整委員会には事後報告で対応させていただきたいと考えております。

長くなりましたが、以上で諮問の内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

福原会長

それでは、議案第1号についての説明がございました。これにつきまして皆様方の方から何かご質問等ございませんでしょうか。

ありませんの声

福原会長

ございませんか。それでは、議案第 1 号につきましては、この内容の通り承認することといたしまして、その旨、知事に答申したいと思いますが、よろしいですか。

はいの声

福原会長

それではこのように決定させていただきます。

続きまして、議案第 2 号、知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等についてを上程いたします。説明を求めます。

事務局長

ご説明いたします。議案第 2 号の資料をお手元に配布されていると思います。今回ちょっと厚い資料になっておりますけれども、資料 1 ページ目には、令和 5 年 1 月 10 日付の協議文書、それから、9 ページ目、65 ページ目、71 ページ目と、一つの資料の中で 4 つの諮問文が知事からきてございます。詳細な内容につきましては、水産課の方からの説明をお願いいたします。

芦川主事

それでは私芦川の方から説明させていただきます。座って説明させていただきます。

本議案につきましては、漁業法第 58 条において読みかえて準用する同法第 42 条において、知事許可漁業の新規の許可を実施するにあたり、制限措置の内容、申請すべき期間、許可等の基準の 3 つにつきまして海区委員会へ意見を聞くこととされておりますことから、諮問するものであります。今回諮問します漁業につきましては、えびかご漁業（根室振興局管内沖合海域）、さんま棒受け網漁業（オホーツク海海域、道内者）、さんま棒受け網漁業（えりも以東太平洋海域、道内者と道外者）、さんま流し網漁業（えりも以東海域、道内者）、いか釣漁業（北海道沖合海域、道内者と道外者）、いるか突棒漁業（北海道沖合海域、道内者）とかにかご漁業（はなさきがに）（根室振興局管内沖合海域）、小型機船底びき網漁業（打瀬漁業）（えび）の計 10 種類となっております。

それではすいません資料の方に沿って説明させていただきます。議案第 2 号の 1 ページ目をご覧ください。令和 5 年 1 月 10 日付け漁管第 2067 号、えびかご漁業（根室振興局管内沖合海域）の制限措置等の諮問となっております。当該漁業につきましては、有効期間が 3 年の許可となっており、漁業法改正時にはみなしの許可として制限措置等を公示しております。今回、従前の許可の有効期間満了に伴い、新規の許可を実施するにあたり、制限措置の内容、申請すべき期間、許可等の基準を諮問するものとなっております。2 ページ目、制限措置の公示案をご覧ください。制限措置の内容につきましては、前回の公示内容から変更ございませんので後ほどお目通しいただければと思います。申請すべき期間につきましては、太平洋海域は、令和 5 年 5 月 7 日から同年 6 月 6 日までの 31 日間、オホーツク海海域は、令和 5 年 4 月 3 日から同年 5 月 2 日までの 31 日間としております。続きまして、3 ページ目の許可等の基準案につきましては、当該漁業は、漁業法改正後初めての新規許可の公示となるため、他種知事許可漁業と同

様に許可等の基準を定めるものであります。内容につきましては、他の知事許可漁業と同様のため、後ほどお目通しいただければと思います。その他4ページ目から7ページ目までにつきましては、参考資料としまして、当該漁業の許可等に関する制限措置等の取扱いを添付しておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。

続きまして、9ページ目をご覧ください。令和5年2月10日付け漁管第2299号、合計7魚種の漁業の制限措置等の諮問となっております。漁業の詳細としましては、次の10ページ目をご覧ください。(1)としまして、さんま棒受け網漁業(オホーツク海海域、道内者分)、(2)としまして、さんま棒受け網漁業(えりも以東太平洋海域、道内者分)、(3)としまして、さんま棒受け網漁業(えりも以東太平洋海域、道外者分)、(4)としまして、さんま流し網漁業(えりも以東太平洋海域、道内者分)(5)としまして、いか釣り漁業(北海道沖合海域、道内者分)、(6)としまして、いか釣り漁業(北海道沖合海域、道外者分)、(7)としまして、いるか突棒漁業(北海道沖合海域、道内者分)の計7種類となっております。このうち、(1)、(2)、(4)につきましては、制限措置等の公示案及び許可等の基準案の2種類を、(3)と(5)から(7)につきましては、制限措置等の公示案を諮問するものとなっております。各漁業の詳細について、資料に沿って説明させていただきます。

12ページ目及び13ページ目、さんま棒受け網漁業(オホーツク海海域、道内者)の制限措置等の公示案をご覧ください。制限措置の内容につきましては、前回の公示内容から許可等の区分と許可等をすべき船舶等の数を見直しております。区分につきましては、制限措置の内容の(2)操業海域から(6)漁業を営む者の資格までの項目の内容や組み合わせに併せて定めておりまして、許可実態や要望、意向などを踏まえまして、今回、(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が1隻以上ある区分のみとしております。なお、この変更は区分の見直しのみでありまして、制限措置等の取扱いに定める制限措置の内容の変更ではございませんので、取扱自体の変更はございません。許可等すべき船舶等の数につきましては、前回公示時の総隻数203隻に対し、今回公示する総隻数は194隻とし、9隻の減としております。区分毎の隻数の増減につきましては、別途、29ページに比較資料を添付しておりますので後ほどお目通しいただければと思います。申請すべき期間につきましては、令和5年5月2日から同年6月1日までの31日間としております。

続きまして、14ページ目、さんま棒受け網漁業(えりも以東太平洋海域、道内者)の制限措置等の公示案をご覧ください。制限措置の内容につきましては、先ほどと同様で前回の公示内容から、許可等の区分、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数を見直しております。区分につきましては、先ほどと同様で実態等を踏まえまして許可等をすべき船舶等の数が1隻以上ある区分のみとしておりまして、取扱自体の変更はございません。許可等をすべき船舶等の数につきましては、前回公示時の総隻数40隻に対し、今回公示する総隻数は38隻とし、2隻減としております。申請すべき期間につきましては、令和5年5月22日から同年6月21日までの31日間としております。

続きまして、15 ページ目のさんま棒受け網漁業（えりも以東太平洋海域、道外者）の制限措置等の公示案をご覧ください。制限措置の内容につきましては、前回の公示内容から変更はありません。申請すべき期間につきましては、年度の変更のみとなっております。

続きまして、16 ページ目のさんま流し網漁業（えりも以東太平洋海域、道内者）の制限措置等の公示案をご覧ください。制限措置の内容につきましては、前回の公示内容から、許可等をすべき船舶等の数のみを見直しております。許可等をすべき船舶等の数につきましては、前回公示時の総隻数 252 隻に対し、今回公示する総隻数は 239 隻とし、13 隻減としております。申請すべき期間につきましては、令和 5 年 5 月 9 日から同年 6 月 8 日までの 31 日間としております。

続きまして、17 ページ目から 21 ページ目のいか釣り漁業（北海道沖合海域、道内者）の制限措置等の公示案をご覧ください。制限措置の内容につきましては、先ほどのさんま棒受け網漁業同様で前回の公示内容から、許可等の区分、許可等をすべき船舶等の数を見直しております。区分につきましては、さんま棒受け網漁業と同様で実態等を踏まえまして、許可等をすべき船舶等の数が 1 隻以上ある区分のみとしておりまして、取扱自体の変更はございません。許可等をすべき船舶等の数につきましては、前回公示時の総隻数 1169 隻に対し、今回公示する総隻数は 1115 隻とし、54 隻の減としております。申請すべき期間につきましては、令和 5 年 3 月 28 日から同年 4 月 27 日までの 31 日間としております。

続きまして、22 ページ目から 25 ページ目、いか釣り漁業（北海道沖合海域、道外者）の制限措置等の公示案をご覧ください。制限措置の内容につきましては、先ほどと同様で前回の公示内容から、許可等の区分、許可等をすべき船舶等の数を見直しております。許可等の区分につきましては、先ほどと同様で実態等を踏まえまして、許可等をすべき船舶等の数が 1 隻以上ある区分のみとしておりまして、取扱自体の変更はございません。許可等をすべき船舶等の数は、前回公示時の総隻数 349 隻に対し、今回公示する総隻数は 345 隻とし、4 隻の減としております。申請すべき期間につきましては、年度の変更のみとなっております。

続きまして、26 ページ目、いるか突棒漁業（北海道沖合海域、道内者）の制限措置等の公示案をご覧ください。制限措置の内容につきましては、前回の公示時の内容から、（6）漁業を営む者の資格を、もともと取扱を定めております、制限措置等の取扱いの記載に併せて修正しておりまして、この修正に併せて 2 つあった区分を 1 つとしております。申請すべき期間につきましては、年度の変更のみとなっております。

続きまして、27 ページ目、許可等の基準案につきましては、さんま棒受け網漁業（オホーツク海海域、道内者）とさんま棒受け網漁業（えりも以東太平洋海域、道内者）、さんま流し網漁業（えりも以東海域、道内者）の 3 漁業につきまして、漁業法改正後初めての新規許可の公示となるため、他の知事許可漁業と同様に許可等の基準を定めるものであります。内容につきましては、他の知事許可漁業と同様のため、後ほどお目通

芦川主事

しいただければと思います。

その他、28 ページ目から 36 ページ目は、先ほど説明しました、計 7 種類の漁業の変更点と、隻数変動の詳細の比較表となっており、37 ページ目から 64 ページ目は、参考資料としまして、各種漁業の許可等に関する制限措置等の取扱いを添付しておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。

続きまして、65 ページ目をご覧ください。令和 5 年 1 月 10 日付け漁管第 2067 号、かにかご漁業（はなさきがに）（根室振興局管内沖合海域）の諮問となっております。66 ページ目の制限措置等の公示案をご覧ください。制限措置の内容につきましては、前回の公示内容から変更はございません。申請すべき期間につきましては、年度の変更のみとなっております。その他、67 ページ目から 70 ページ目は、参考資料としまして、当該漁業の許可等に関する制限措置等の取扱いとなっておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。

最後になりますが、71 ページ目をご覧ください。令和 5 年 2 月 28 日付け根水産第 2180 号、小型機船底びき網漁業（打瀬漁業）（えび）の制限措置等の諮問となっております。72 ページ目の制限措置等の公示案をご覧ください。制限措置の内容につきましては、先ほどと同様、前回の公示時の内容から変更はございません。申請すべき期間につきましては、年度の変更のみとなっております。

私からの説明は以上となります。

福原会長

説明が終わりました。それでは質疑に入りたいと思います。何かご質問等ございませんか。

ありませんの声

福原会長

それでは、議案第 2 号につきましては、この内容の通り承認することといたしまして、その旨知事に答申したいと思います。よろしいですか。

はいの声

福原会長

それではそのように決定いたします。

続きまして、議案第 3 号定置漁業権相続人の適格性について上程いたします。説明を求めます。

事務局長

議案 3 号をご覧ください。資料 1 ページ目、2 ページまでにつきましては、根さけ定第 22 号定置漁業権免許、小坂則義さんの死亡に伴い、長男小坂紀一さんに承継という内容でございます。資料 3 ページ目、4 ページ目につきましては、落石地区の案件でございます。根さけ定第 36 号定置漁業免許、庄林和男さんの死亡に伴い、妻庄林信子さ

事務局長 んに承継という内容でございます。

福原会長 それでは根さけ定第 22 号定置漁業免許の関係でございますけれども、小坂則義さんの死亡に伴う承継について関係委員さん説明をお願いいたします。

三戸委員 会長よろしいですか。歯舞の関係地区 1 件でございます。ただいま松浦事務局長より詳細に説明をいただいた通りで、小坂則義の死亡に伴います、長男の小坂紀一の相続に係る承継でありまして、当該につきましては、歯舞地区の漁民としてすでに、当歯舞漁協の理事会で承認され、組合員として継承されております。また、当該定置漁業権の相続につきましても、漁業法第 72 条の第 1 項から第 4 項までには、該当せず、適格性に問題ないと考えますので、よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。以上でございます。

福原会長 ただいま三戸委員さんから説明がございました。適格性ありとしてよろしいですか。

はいの声

福原会長 ありがとうございます。

続きまして根さけ定第 36 号定置漁業免許、庄林和男さんの死亡に伴う承継について関係委員さん説明をお願いいたします。

庄林委員 ただいま、説明がございました。当組合所属の根さけ定第 36 号の所有者であります、庄林和男の死亡により、妻の庄林信子がすでに相続しており、当組合の理事会におかれましても、組合員の承継がなされております。適格性につきましても、第 72 条には適合いたしませんので、どうかよろしくをお願いいたします。以上です。

福原会長 ただいま庄林委員さんから説明がございました。適格性ありとしてよろしいですか。

はいの声

福原会長 ありがとうございます。それでは議案第 3 号につきましては 2 件とも適格性ありとして、知事に答申することに決定いたします。

続きまして、議案第 4 号、根室海区漁場計画（振興局最終案）について、第 8 海面共同、第 15 次海面区画に関しまして、根室振興局長から協議のあった漁場計画について、前回説明の内容からの変更点など、振興局水産課の方から説明をお願いいたします。

中村係長 それでは、議案第 4 号の根室海区漁場計画、振興局最終案について説明させていた

できます。資料1 ページ目をご覧ください。本件は、漁場計画策定要領に基づきまして、海区漁場計画の振興局最終案を今回策定しましたので、根室海区漁業調整委員会に意見を聞くものです。資料につきましては、前回草案からの変更箇所のみをご説明させていただきます。資料3 ページ目をご覧ください。まず資料3 ページ目は、共同漁業権の第一種共同漁業の一覧となっております。第一種共同漁業権の変更については、まず、根海共第5号のえむし漁業ですね、えむし漁業に関しまして、これまでの操業実績と今後の操業見込みから判断しまして、漁業権より廃止いたします。その他ですね、簡単な修正ではあるんですけども、ほっかいえびの表記がですね従来より変更されまして、ほっかいえびという表記に変わりましたので、こちらも含めて修正しております。

続きまして資料4 ページをご覧ください。こちらが第二種と第三種の共同漁業の一覧となっております。同様に変更箇所を朱書きしております。第二種、第三種の変更につきましては、まず、これまでの操業実績と今後の操業見込みから判断しまして、まず、根海共第6号のかれい・こまい・ちか地引き網、及びこまい・ちか待ち網、次に、根海共第9号のかれい・こまい・ちか・しらうお地引き網、根海共第12号のかれい・こまい・ちか地引き網を漁業権から廃止いたします。また、新規の漁業権設定といたしまして、これまでではですね、特別採捕許可により漁業権化に向けた調査を行ってこられた、温根沼内でのくりがにかご漁業を今回の切替に合わせて漁業権化するため、根海共第34号の共同漁業権において、くりがにかごを追加しております。その他としまして、根海共第3号の小型定置網及び、根海共第12号の小型定置網と底建て網漁業に関しましては、近年、にしんの漁獲が増えてきていることから、附冠魚種の変更をしております。

続きまして、区画漁業権について、資料57 ページをご覧ください。こちらが区画漁業権振興局最終案の一覧となっております。まずは、資料57 ページから58 ページにかけてあります、羅臼漁協の羅海区第1号から第26号についてです。こちらにつきましては、一部の漁業権において、ほたてがいの斃死対策や、海峡状況の変化に対応するため、羅臼漁業共同組合より、区画漁業権区域の拡大要望がありました。これについてはちょっと後程説明させていただきます。

すいません、次に資料58 ページの標津漁協の標海区第1号の関係ですが、こちらにつきましては、条件を変更しております。従来の条件は、1つ目が、養殖施設は水面から水深3分の2以深に設置しなければならない。2つ目、養殖施設の設置の期間、範囲及び数については、毎年、当該海域を管轄する海上保安庁に対し報告しなければならない、という条件になっておりましたが、今後は、区域内の漁具の敷設方法等、利用方法を見直すことから、他の区画漁業権と同様の条件としまして、区画漁業権を営んでいる水面の周囲には昼間にあつては、縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない、というふうに変更しております。

中村係長

続きまして、別海区第1号なんですけれども、こちらは従来、野付漁協により漁業権の免許を受けていたところですが、こちらに関しましては、これまでの操業実績と今後の操業見込みから判断しまして、漁業権を廃止することとし、一覧から削除しております。

最後に、羅臼漁協の区域拡大の要望についてです。区域拡大の要望がありました、漁業権については、羅海区第5号、第9号、第15号、第21号、22号、あと第25号、26号の7件となっております。区域の拡大については、すいません資料の63ページ目をご覧ください。こちらは第5号の漁場図となっておりますが、今回区域拡大の要望がありましたのは、従来の枠に加えてこの赤枠の部分を拡大したいという要望となっております。今回拡大要望なった他の漁業権につきましても、同様の図面を添付しておりますので、後程お目通しいただければと思います。すいません、ちょっと資料戻るんですが、資料57ページにお戻りください。今回漁場区域の拡大の要望があったところについて、一部漁場の区域が協議中と朱書きで表示されているところがあります。こちらに関しましては、羅臼漁協より要望がありました7件のうち、第5号、第9号、第25号、第26号の4件について書いてあるのですけれども、こちらの4件につきましては、現在ですね、羅臼業協同組合において協議中となっております。拡大要望のあった範囲内において、調整が整うよう現在も羅臼漁業協同組合において関係漁業者と協議しているというふうに伺っております。羅臼漁協の区画漁業権区域の拡大につきましては、大変申しわけありませんが、一部決定していないところがあるのですが、今後、組合内部で調整の上、3月22日に予定されております、羅臼漁協の理事会において決定すると、予定だと聞いておりますので、ちょっと順番が前後し海区委員会の後になってしまうのですが、組合内部で決定しました内容をもって振興局最終案の漁場計画にしたいと考えておりますので、ご了承願います。

漁業権については以上説明を終わります。

福原会長

ただいまの議案要望につきまして、水産課の方から説明がございました。今説明がありました通り、羅臼地区の一部区画漁業権、羅海区第5号、9号、25号、26号の4漁場につきましては、羅臼漁業協同組合におきまして、関係漁業者と協議をしているところでございます。区域拡大につきましては、要望のあった範囲内で調整の上、3月22日に予定されている羅臼漁協の理事会において決定する予定とのことでございます。組合内部で決定した内容をもって、振興局の最終案の漁場計画として、取り進めたいとの説明がございました。皆様方の方から何かご質問等ございませんでしょうか。

ありませんの声

福原会長

ございませんか。それでは議案第4号につきましては、羅臼地区の区画漁業権のうち、羅海区第5号、9号、25号、26号を除く区画漁業権の漁場計画及びその他の地区

福原会長

の共同漁業権及び区画漁業権の漁場計画につきまして、特段の意見がない旨回答する事といたします。羅海区第5号、9号、25号、26号につきましては、3月22日に予定されております、羅白漁協の理事会において、組合内部で決定した内容をもって、振興局の最終案とする場合、特段の意見がない旨の条件つきで協議の回答とすることとして、根室振興局長に回答したいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

はいの声

福原会長

ありがとうございます。それではそのように決定をいたします。以上で、付議事項を終了いたします。

続きまして、報告事項1の秋さけ漁獲実績につきまして、説明を求めます。

事務局長

資料の方につきましては、A4横のスタイルになります報告事項1です。12月の委員会の中でも速報値ということでご報告させていただきましたが、この度関係漁協さんの皆さんからご協力いただきまして、実績値ということで整理することができました。ヒューマンエラーと多少の数字の変更がありましたので、今回のこの数字を実績値としまして、もしも何かお手元の資料をおさえているものがありましたら、実績の修正のほうよろしくお願いたしたいと思っております。

報告事項につきましては、以上の通りです。

福原会長

それでは、報告事項につきましては何かご質問等ございませんか。

ありませんの声

福原会長

ございませんか。それでは、報告事項終了いたします。

続きまして、その他について事務局の方から何かございますか。

事務局長

事務局の方から今後のスケジュールの関係で、A4縦1枚もの参考資料、切替のスケジュール（想定）ということで、お示ししておるところであります。本日3月8日が振興局の漁場計画協議を受ける日ということで、この次何が起きますかっていうと、振興局から本庁の方に漁場計画の最終案を提出した後、本庁の段階ではパブリックコメントを行ってですね、広く意見を聞くという、そういう事務手続きを行って、その後、目安なんですけど4月中旬には、漁場計画案が本庁で策定される流れになっております。そしてその漁場計画に関しまして、4月中旬には根室海区委員会へ漁場計画の知事からの諮問が来る予定です。4月中旬に開催予定の海区委員会ではですね、この知事からの漁場計画の諮問を受けて公聴会を行わなければならないと法律で決まっています、日程スケジュールの決定をさせていただくということで、本庁への回答期限が5月

事務局長

中旬となるものですから、ゴールデンウィーク明けがちょっと、非常に短い時間の中で各委員の皆さんに、各地区の公聴会の立ち会い等々をお願いするようになってしまうのかなど。このスケジュールについては、まだ決まっているわけではないんですけども、5月上旬に公聴会が行われるんだというような見込みでですね、皆さん認識しておいていただきまして、極めてタイトなスケジュールでやらなければいけないんですけども、本庁から諮問が来る前にはですね、概ねのスケジュール感を示しながら、あらかじめ委員の皆様方に日程の方ご示しながら進めていきたいと思っておりますので、どうぞ協力のほどよろしくお祈いしますということと、あとは、最後の冊子がですね、委員の皆様にしかなっていないんですけども、道庁のほうから、北海道資源管理マニュアルの策定ができたよということで資料の提出がありましたので、皆様に業務の執行用として配布しますので、参考としてください。

事務局からは以上です。

福原会長

今の説明、よろしいですか。

はいの声

福原会長

それではその他全体を通しまして、何かございませんでしょうか。

ありませんの声

福原会長

それでは、ないようでございますので、第22期第9回の委員会を閉じたいと思います。スムーズな議事進行をいただきましてありがとうございます。各組合それぞれもう経済活動が盛んに行われていると思います。昨年度は管内で9万7000トンと377億円の水揚げと聞いてございます。今年はさらに400億、500億いくような年になりますことを祈念いたしまして、それでは終わらせていただきます。

ありがとうございました。

(14:30 終了)